

海外の教育支援をお考えの方のための

ご寄付による活動メニュー



認定NPO法人
JHP・学校をつくる会
JAPAN TEAM OF YOUNG HUMAN POWER

このパンフレット作成には、歳末たすけあい募金が活用されています。



学校建設（カンボジア）→P.4



認定NPO法人に寄付すると?→P.10



学校建設（ネパール）→P.4

学びたい気持ちを 支えたい！

「教育は国家百年の計」と言われます。この国造りの礎となる教育が十分に提供されず、初等教育を修了していない子どもは世界によよそ1億人います。

私たちJHP・学校をつくる会は1993年に設立され、主に寄付を財源として、カンボジアやネパールの教育環境の改善に取り組んでいる認定NPO法人です。

日本にも寄付の文化が根付きつつありますが、「どのような活動に使われるのか分かりにくい」という声を聞くこともあります。このパンフレットは、私たちJHPを信頼し、寄付を託していただきたための、活動メニューを紹介するものです。

どうぞ、皆さまのご支援をよろしくお願ひいたします。



衛生支援（カンボジア・ネパール）→P.5

Nepal

Cambodia



ドレミとアート基金（音楽）→P.6



ドレミとアート基金（美術）→P.6

JHP・学校をつくる会とは？



遺贈によるご寄付について→P.9



寄付につながる各種活動→P.8



国内外での地球市民教育・人材養成→P.7



児童養護施設（CCH：幸せの子どもの家）→P.7

【理念】

JHPは、戦争や自然災害で教育の機会を奪われた世界の子ども達に、人種、国籍、宗教、その他の信条の違いにかかわらず広く教育等の援助を行ない、また紛争や自然災害による被災地・被災者への救援活動と、これらの活動を通じて次代を担う若者達への地球市民教育を実践することを目的とする認定NPO法人です。

【設立経緯・沿革】

代表の小山内美江子は、1990年の8月、イラクによるクウェートへの武力行使によって勃発した湾岸戦争に際し、ヨルダン難民キャンプに出向き、はじめての海外ボランティアを経験しました。湾岸戦争時、「顔の見えない日本人」と批難されたことが行動の原点であり、イランのクルド難民救援と共に活動した大学生の日々の成長に小山内が感動したことが、後のカンボジアでの活動に繋がっています。

JHPの前身団体でカンボジア担当だった小山内美江子と故二谷英明(俳優、JHP元副代表)が、パリ和平協定調印後の1991年12月にタイ国境の難民キャンプを視察。更に92年活動の調査のため、カンボジア入りしたあと、1992年7月から学生らと共にタイからの帰還難民の救援に汗を流しました。その時の活動を通じて、学校建設の必要性を痛感し、1993年9月15日に「カンボジアのこどもに学校をつくる会」を設立しました。

1997年4月より会費会員制に移行して、「JHP・学校をつくる会」に改称。2000年10月に東京都より特定非営利活動法人(NPO法人)の認証を受け、2004年1月1日には、日本で19番目に国税庁より認定NPO法人の認定を受けました。

【主な活動と実績】

- ・カンボジアでの学校建設(小・中学校など実績340棟)
- ・カンボジアでのトイレ、井戸建設(実績200件以上)
- ・ネパールでの学校建設(実績7棟31教室)
- ・国内外ボランティア派遣(カンボジアを中心に延べ約1500名)
- ・外務大臣表彰受賞(2011年7月)

【団体概要】

所在地	〒108-0014 東京都港区芝5-26-16 読売理工学院ビル6階
電話/FAX	03-6435-0812/03-6435-0813
E-mail	tokyo-office@jhp.or.jp
ホームページ	http://www.jhp.or.jp
代表	小山内美江子(脚本家)
副代表	今川純子
会員	830名(2015.3月現在)
協力者	約2000名(個人、企業、団体等)
支援国	カンボジア、ネパール、日本(宮城県他)
財源	会費、寄付、助成金・補助金、非営利事業収入など
2014年度収入	約159百万円(寄付金86%、会費3%、助成金等3%、事業収入5%、その他3%)
2014年度支出	約140百万円(学校建設68%、教育支援9%、ボランティア派遣3%、災害救援1%、啓蒙活動10%、管理費9%)

学校建設(カンボジア・ネパール)

子どもたちの教育環境の改善のために

皆さまのご寄付が、真新しい施設に形を変えて、子どもたちの安定した教育と未来を支える礎になります。ご支援をよろしくお願ひします。

カンボジアやネパールには、校舎の老朽化や教室の不足、衛生環境の不備など、安全で適切な教育環境が整わないまま運営されている学校があります。

JHPは現地にスタッフを派遣し、調査を行いながら支援が必要な学校を決め、寄付金が集まった段階で、優先度の高い学校から30年以上利用可能な丈夫な校舎を建設していきます。



▲老朽化した木造校舎で
勉強する子どもたち。



▲JHPが建設した新校舎。
校舎の壁には、寄付者の希望により校舎名(愛称)を表示いたします。

■校舎1棟分の支援をご希望の場合

お問い合わせの時点で、最も建設ニーズの高い学校の情報と事業費に関する資料を送付いたします。事務局に直接お越しいただける方には、スタッフが直接説明いたします。

カンボジア、ネパールのどちらかのご希望がある場合は、お問い合わせの際にご指定ください。

以下の事業費はカンボジアの一例ですが、ネパールでもほぼ同額で支援を行うことが可能です。

■学校建設事業費の例(カンボジア:2015年10月現在)

項目	詳細	金額(米ドル)
学校建設費	小学校建設費(1棟4教室)、トイレ建設費(1棟4部屋)	約60,000ドル(注1,2)
付帯施設費	机、椅子、黒板又はホワイトボード、教壇、靴箱設置費など	約4,000ドル
調査管理費	学校調査、視察にかかる人件費、交通費、宿泊費、車両整備費、現地事務所諸経費など	約16,000ドル(注3)
贈呈式費用	贈呈式式典準備、贈呈品費、お布施等	2,000ドル(注4)
合計(プロジェクト総額)		約82,000ドル(注5)

(注1)建設地が遠方の場合、資材の輸送等で費用が高くなる場合があります。

(注2)雨季の影響を受ける地域では、高床式の校舎を建設する場合があります。その際は、通常の学校建設費の約1.2~1.5倍程度となります。

(注3)調査管理費は、学校建設費、付帯施設費の合計の約25%程度となります。

(注4)贈呈式にご列席いただける場合、現地までの旅費、滞在費はご負担いただきます。

(注5)支援する教室数(3~6教室)トイレ部屋数(3~5室)付帯施設の内容によってプロジェクト総額は異なります。

衛生支援(カンボジア・ネパール)

子どもたちの衛生環境の改善のために

皆さまのご寄付が、小・中学校の衛生教育に活かされ、子どもたちが衛生習慣を身につける上で役立ちます。子どもたちが健康的な学校生活を送れるように、ご支援をよろしくお願ひします。



▲JHPが建設した井戸で手を洗う子どもたち



▲衛生指導を行うJHPスタッフ

■トイレや給水施設(井戸や給水タンク)等、衛生施設の支援をご希望の場合

カンボジアのトイレや給水施設(井戸や給水タンク)の支援をご希望の場合は、隨時ご連絡ください。支援の必要性の高い学校から建設を進め、完成後に報告をいたします。

建設地や為替レートにより変動しますが、トイレ1棟と給水施設1基を建設する場合、ご寄付の目安は100万円前後となります。

■任意の寄付をご希望の場合

JHPの学校建設や衛生支援を進めるための事業費や文具や教材購入費、運営管理費として大切に使わせていただきます。ご寄付の金額には上限、下限はありません。支援の状況は、JHPが発行する会報などで詳しく報告いたします。

カンボジアの小・中学校には、今もなおトイレが無い学校が存在します。仮にあっても、生徒数に対して少ないことや、壊れていて利用できないことがあります。トイレや給水施設の建設は、子どもたちが継続して学校に通える環境づくりのために欠かすことができません。



▲寄贈されたトイレを掃除する子どもたち

●メイ・ノン校長先生

53歳



旧校舎は深刻な状況で、子どもの安全が心配でした。教室は暗く、強い雨が降ると校舎が揺れ、崩れ落ちるか瓦が落ちる可能性があり、授業を中止していました。新校舎は丈夫で、安心して子どもたちに勉強させる事が出来ます。全教員の勤務態度がかわり欠勤日も減りました。校舎と教員が変わり学校は以前よりも生徒にとって魅力的な場所になりました。

●サオム・ピッセイさん

6年生 11歳



1~3年生までボロボロの旧校舎で勉強しました。新しく、美しい校舎やトイレが出来てとても嬉しいです。以前よりも毎日通うようになりました。机・イスもきれいで、教室は明るいです。ブランコもあります。一生懸命勉強します。

寄付の方法はP.11・裏表紙参照

ドレミとアート基金

音楽や美術の楽しさを知り豊かな心を育む機会を

子どもたちの表現力、協調性、豊かな感性を育むことにより、将来にわたり平和な社会を築く礎にもなる「ドレミとアート基金」に皆さまのご支援をお願いします。

カンボジアの小学校では国語や算数などの科目が優先され、音楽・美術教育は独立した科目ではなく、「社会科」の一部として扱われています。学校は予算が乏しく、教員の知識や技術も不十分なため、授業が行われていないこともあります。授業が行われている場合でも、音楽では歌詞の書き写しや伝統楽器の名前の暗記、美術では模写がほとんどで、子どもたちの自己表現活動が育まれるような内容ではありません。

ドレミとアート基金に寄せられるご寄付は、教員自らが音楽や美術の楽しさを体験しながら学ぶことのできる研修会の実施や、子どもたちへの授業の普及、質の高いカリキュラム開発など、カンボジアの情操教育を充実させるために活用されます。



●JHPの音楽研修会に参加した

カンボジアの教員の感想から

♫最初は恥ずかしがっていた子どもたちが、恥ずかしがらずに発表できるようになり、子どもたち同士で協力する姿勢も見られるようになった。

♫音楽授業の欠席者はほとんどおらず、子どもたちはリラックスしているように見える。

♫初めは指導を途中で止めたいと思っていたが、子どもたちが楽しんでいる姿を見て続けたいと思った。今では授業時間だけでなく毎日少しづつ教えている。他のクラスの先生たちにも広めたいと思っている。

●スワイリエン州バンティアイクロン小学校長
自分の学校で初めて自分たちで絵画展を開くことができることにワクワクし、本当に嬉しかったです。

■「ドレミとアート基金」にご寄付を希望の場合

JHPの音楽・美術教育の支援を進めるための事業費や運営管理費として大切に使わせていただきます。

JHPは年間300万円を目標に基金を募っていますが、ご寄付の金額には上限、下限はありません。活動の状況は、JHPが定期的に発行する会報などで詳しく報告いたします。

児童養護施設(CCH:幸せの子どもの家)

子どもたちの可能性の芽を育むために

JHPが2002年にカンボジアに建設した児童養護施設(幸せの子どもの家)では、ごみ山で働くなど、家庭の事情で生活が困窮している子どもの衣食住、就学、職業訓練等をサポートしています。これまでに通算で約230名が在籍し、現在は約85名の子どもたちを受け入れています。CCHが運営している小学校には、施設外の子どもを多数受け入れ、質の高い教育を地域にも提供しています。

■「幸せの子どもの家」の サポーターになるには?

子どもたちの生活の安定と、将来の自立を支えるために、年3万円以上のご寄付をお願いしております。サポーターの皆さんには、定期的にニュースレター等をお送りします。



国内外での地球市民教育・人材養成

地球市民として生きることを学ぶ機会を提供するために



▲カンボジアでのボランティア活動メンバー派遣。参加者それぞれがその後も国内外のフィールドで活躍しています。



▲国際ボランティアに関する講義

■JHPの人材養成を支援するには?

国内外のボランティア派遣、地球市民教育を実施するために、任意のご寄付をお願いします。寄付者の皆さんには、定期的に会報をお送りします。

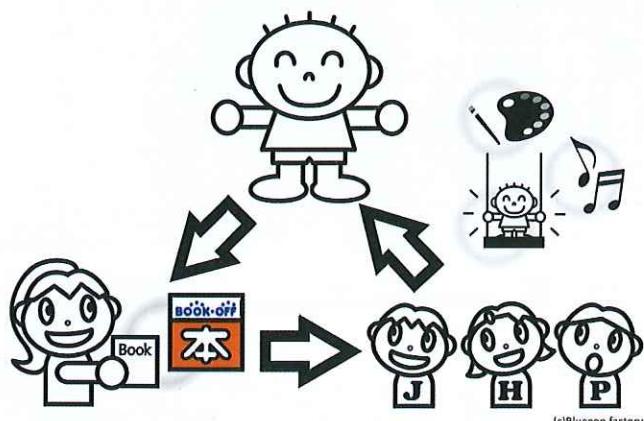
寄付につながる各種活動

カンボジアやネパールの教育支援のために、
企業、団体、学校などで取り組める事例を紹介します。

◆BookSmile(ブックスマイル)



ご不要の書籍・CD・DVD、ゲームソフト等の買い取り
金額をJHPへの寄付扱いにすることが可能です。



JHPのホームページから申し込みができます。

◆募金箱シール運動

飲み終わった500mlの空きパックが特製リサイクル
募金箱に早変わり! 皆さんも身近な所に募金箱を置
いて、世界の子どもたちに笑顔をプレゼントしません
か? ご協力いただける方には、募金箱シールを郵送し
ます。ドル紙幣、ユーロ紙幣、カンボジアの紙幣(リエル)
のご支援も受け付けています。



◆寄付型自動販売機の設置

自動販売機の新規設置や契約更新などのタイミング
で、JHPへの寄付が可能となる販売機に移行するこ
とが可能です。組織や地域の方など、日常的に飲料を購
入者する人が気軽に社会貢献に参加できる仕組みを
提供することができます。



◆書き損じハガキ、未使用切手など

暑中見舞いや年賀ハガキなど、書き損じハガキや未使
用切手を寄贈することにより、事務局の郵送費削減に
つながります。また、換金分を寄付金として受け入れる
ことも可能です。



「遺贈」によるご寄付について

「遺贈」とは、遺言書を作成して、ご自身の財産の受取人やその内容を指定することをいいます。

遺言による相続は、民法が定める法定相続の規定よりも優先されますので、ご自身の意思に沿った財産を配分をすることができます。受取人として「JHP・学校をつくる会」を指定することにより、税の優遇措置を受けながら、カンボジアやネパールの教育支援に役立てることができます。

尚、遺贈内容の検討にあたっては、信頼できる専門家(信託銀行、弁護士、税理士など)に相談されることをおすすめします。

JHPでは、「遺贈」や「相続財産」のご寄付によってカンボジアの教育支援を行った事例が数例あります。写真のプレイベン州バカオ中学校(愛称『幸せの校舎』)は、遺贈による寄付で建設が進められ、2009年に贈呈されました。その後6年以上が経過していますが、500名以上の生徒が毎日学ぶ校舎として大切に使われています。ご遺族から寄せられた寄稿文は以下の通りです。



寄稿文『乳色の霧』

遺志は結局、遺された者が忖度するしかありません。有形のものであれ無形のものであれ、遺産(ヘリテージ)とは、そのようにして引き継がれていくものだと思います。

私の伯母である故人は、1965年に女性月刊誌の編集長になりました。当時は女性誌であっても、女性編集長の存在自体がまだ珍しく、ラジオやテレビ、雑誌などで人生相談の回答者として仕事をしたり、後年は、全国各地での講演を業としていました。伯母は編集者、出版人として、半世紀あまり活字の世界に身を置いていた人でしたが、講演や著述などでは、特に教育に深い関心を寄せていました。

伯母の著書『幸せは南にあり』の中に、次のような一節があります。

広い校庭では既に登校した大勢の子供たちが、歓声をあげながら遊んでいるのだが、乳色の霧の中に隠れて、姿ははっきり見えない。微風がきて霧が流れるように動き出す。乳色の霧の位置がだんだん低くなると、まず6年生の子供たちの頭、顔が霧の上に浮かび上がる。次に5年生たちの、そして4年生、3年生と背の高さの順に子供たちの姿が現れてくる。ほんの4、5分の間の変化だが……。

私は自分の受け持ちクラスの女の子たちの姿を認めると、とんでといって抱きしめたい衝動にかられる。

「あ、いた！ うちの子供たちがいた！ 霧といっしょに流されていかなくてよかったです！」

戦争の末期、伯母が北海道で、小学校(当時は国民学校)の教師をしていた時の体験を綴ったものです。

信託銀行に託されていた伯母の遺言書には、〈必要としている子どもたちのために役立ててほしい〉という趣旨のことが書かっていました。遺された者は、伯母の遺志を忖度して、JHP・学校をつくる会さんにお願いすることにしました。この判断を、故人が喜んでくれていることを願いながら。

認定NPO法人に寄付すると?

JHPは2000年1月に日本で19番目に認定NPO法人の認定を受けました。

以後、継続して認定を受けておりますので、
皆さまからのご寄付は、税制上、寄付金控除の対象となります。*

個人による ご寄付の場合

2011年6月30日の税制改正により、所得税の寄附金控除制度に、「税額控除方式」が導入されました。

確定申告の際、A)税額控除方式とB)所得控除方式からお選びいただけます。

*平成23年分以降の所得税から適用

*寄付金控除には所轄税務署への確定申告が必要です。(年末調整等ではできません。)

*確定申告書提出の際に領収書を添付してください。

A)税額控除方式

所得税からの控除額=(寄付金額-2,000円)×40%

*控除の対象となる寄付金額は総所得の40%まで

*税額控除の上限は25%

B)所得控除方式

所得税からの控除額=(寄付金額-2,000円)

*控除の対象となる寄付金額は総所得の40%まで

*個人地方税の税額控除が受けられる場合があります。

詳しくはお住まいの区市町村へお尋ねください。

【税額控除を選んだ場合の一例】

1万円の寄付 3,200円の減税

5万円の寄付 19,200円の減税

10万円の寄付 39,200円の減税

いずれも「確定申告」をすることにより控除が受けられます。

相続財産から ご寄付 いただく場合

相続税の申告期限内に当会にご寄付くださった場合、一部の場合を除き、その寄付金額には相続税が課税されません。



法人による ご寄付の場合

一般的な寄付金に係る損金算入限度額とは別枠に、認定NPO法人等に対する損金算入限度額が設けられており、一般寄付金分も合わせて(1.+2.)損金算入でき、この分には法人税が課税されません。

認定NPO法人限度額

1.(資本金等の額×0.00375+所得の金額×6.25%)÷2

+

一般的の寄付金限度額

2.(資本金等の額×0.0025+所得の金額×2.5%)÷4

確定申告の際、当会が発行する所定の領収書が必要です。当会では、領収書を次の通り送付しております。

・法人の方…ご寄付をいただいた都度

・個人の方…ご寄付をいただいた翌年の1月(確定申告直前)

*JHPの正会員の会費は寄付金控除の対象になりません。

JHPへのご寄付に関するお問い合わせ 記入用紙

郵便:〒108-0014 東京都港区芝5-26-16 読売理工学院ビル6階

TEL:03-6435-0812 FAX:03-6435-0813 Eメール:tokyo-office@jhp.or.jp

お名前	(ふりがな)		
ご住所	〒		
電話番号		Eメール	
お問い合わせ内容 ご希望の□の部分に ✓を入れてください。	<input type="checkbox"/> 学校建設事業について寄付を考えたい <input type="checkbox"/> ドレミとアート基金について寄付を考えたい <input type="checkbox"/> 遺贈や相続財産の寄付について考えたい <input type="checkbox"/> BookSmile運動に関する申込書が欲しい <input type="checkbox"/> 寄付型自動販売機の設置に関する資料が欲しい <input type="checkbox"/> JHPオリジナルの募金箱シールが欲しい(希望枚数 枚) <input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行から毎月口座引き落として寄付をしたい <input type="checkbox"/> JHPの活動に関するメールマガジンを購読したい <input type="checkbox"/> 寄付と同時にJHPの会員に申し込みたい		
これまでに寄付のご経験があれば教えてください。			
この資料はどちらでお手に取られましたか?			
ご質問内容などありましたら、ご自由にご記入ください。			

この受領証は、郵便局で機械処理をした場合は郵便振替の払込みの証拠となるものですから大切に保存してください。

ご注意

この払込書は、機械で処理しますので、口座番号及び金額を記入する際は、枠内に丁寧に記入してください。

また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
(ゆうちょ銀行)

「できることからはじめよう！」

当会は1993年から、カンボジアをはじめ教育を必要とするこどもたちへ校舎建設を実施し、音楽・絵画などの教育支援活動を続けてきました。

その実績を評価され、2004年1月には国税局より認定NPO法人に認定されたので、ご寄付には税制上寄付控除が認められます。

この払込取扱票の裏面には、何も記載しないでください。



JHP

みなさまからの会費・ご寄付が

「JHP・学校をつくる会」の活動を支えています。



JHP・学校をつくる会は、認定NPO法人です。皆さまからのご寄付は、税制上寄付金控除の対象となります。皆さまの心温まるご支援をお願いいたします。

JHP・学校をつくる会へのご寄付の方法

①ゆうちょ銀行の口座に振り込む場合

口座番号：00110-4-356264

加入者名：特定非営利活動法人 JHP・学校をつくる会

※下欄の振込用紙にてお振込みをお願いいたします。

②ゆうちょ銀行からの定期的な自動引落

「毎月」～「年1回」まで、任意のご寄付額の自動引落しが可能です。

※ご希望の方には別途書類を郵送しますので、事務局までご連絡ください。

③クレジット決済でご寄付をする場合

ご自宅のパソコン等からご寄付が可能です。詳細はJHPのホームページをご覧ください。

④みずほ銀行の口座に振り込む場合

支店名：赤坂支店 種別：普通預金 口座番号：1844676

名義：特定非営利活動法人 JHP・学校をつくる会

フリガナ：トクヒ ジエイエイチピー ガツコウオツクルカイ

※みずほ銀行をご利用の方は、領収書等の発送にお名前、ご住所の確認が必要となりますので、事前に事務局までご連絡ください。

⑤JHP事務局にて直接のご寄付をする場合

ご来訪希望の日時をご連絡ください。スタッフより活動内容を説明させていただきます。

⑥JHPの正会員を随時募集しています ※会費は寄付金控除の対象になりません。

年会費 学生会員 1口 3,000円

一般会員 1口 5,000円

特別会員 1口 50,000円

認定NPO法人 JHP・学校をつくる会

〒108-0014 東京都港区芝5-26-16 読売理工学院ビル6階 Tel:03-6435-0812 Fax:03-6435-0813

E-mail:tokyo-office@jhp.or.jp HP: http://www.jhp.or.jp

入会のお願い

当会は会費・会員制を実施しております。
当会の活動にご賛同の方は是非ご入会下さい。
また、当会は「認定NPO法人」に認定されております。
皆さまのご寄付は、税法上所得控除の対象となります。
(会費は対象となりません)
皆様からお預かりした個人情報は当会の活動目的以外に使用致しません。

02 東京		払込取扱票										通常払込料金 加入者負担	
口座番号（右詰めにご記入ください）		金	千	百	十	万	千	百	十	円			
00110-4-356264		額											
加入者名	特定非営利活動法人 JHP・学校をつくる会										料	特殊	
通	信	欄	金								取扱		
※該当するご寄付の□欄に✓と寄付額をご記入ください。（複数記入可）													
<input type="checkbox"/> 寄付の使途はJHPに任せます (寄付額： <input type="checkbox"/> 学校建設(カンボジア・ネパール) (寄付額： <input type="checkbox"/> ドレミとアート基金 (寄付額： <input type="checkbox"/> 国内外での地球市民教育 (寄付額： <input type="checkbox"/> その他 (寄付額： 													
円) 円) 円) 円) 円)													
※会報の支援者一覧にお名前の掲載を希望されない方は○をお付けください。 ※メールマガジン登録ご希望の方はメールアドレスをご記入ください。													
希望しない													
おところ 〒 -													
フリガナ お名前													
電話番号 - -													
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(私製承認東第29863号)													
受付局日附印													

払込票兼受領証

口座番号		払込取扱票										通常払込料金 加入者負担	
00110-4		右詰めにご記入ください	金	千	百	十	万	千	百	十	円		
		額											
加入者名	特定非営利活動法人 JHP・学校をつくる会										料	特殊	
金	料	特殊	取扱	金	料	特殊	取扱	金	料	特殊	取扱		
額	額	取扱	額	額	額	取扱	額	額	額	取扱	額		
※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※		
払込人住所氏名	(消費税込み)												
料金	受付局日附印												
特殊取扱	円												

切り取らないで郵便局にお出しください。
記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。